

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年7月2日(2020.7.2)

【公開番号】特開2018-134505(P2018-134505A)

【公開日】平成30年8月30日(2018.8.30)

【年通号数】公開・登録公報2018-033

【出願番号】特願2018-108337(P2018-108337)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F	7/02	3 3 4
A 6 3 F	7/02	3 2 6 C
A 6 3 F	7/02	3 2 4 B

【手続補正書】

【提出日】令和2年4月24日(2020.4.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技球を用いた遊技が行われる遊技盤と該遊技盤を収容する遊技機枠とを備える遊技機であって、

遊技機外部から遊技球を受け入れて下流側に誘導すると共に異物を下方に落下させ得る放出孔が少なくとも一部に形成される遊技球供給部と、

前記放出孔の下方に配置され、電子部品が実装される基板を収容すると共に通気孔が形成される基板ケースと、

前記遊技球供給部と前記基板ケースとの間に設けられると共に、前記遊技機の前後方向に所定の幅を有する上板部材と、

前記基板ケースの後方に設けられると共に、前記遊技機の上下方向に所定の長さを有する裏カバー部材と、

を備え、

前記基板ケースは複数設けられ、

前記複数の基板ケースのうち少なくとも一部の基板ケースは、前記遊技盤が前記遊技機枠に取り付けられた状態で上面となる壁部に通気孔を有さず、他の壁部に前記通気孔を有し、

前記上板部材と前記裏カバー部材とが当接状態で設けられるものであり、当該当接状態を解除して前記裏カバー部材だけを移動させることができるとされる、

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

(解決手段1)

遊技機において、

「遊技球を用いた遊技が行われる遊技盤と該遊技盤を収容する遊技機枠とを備える遊技機であって、

遊技機外部から遊技球を受け入れて下流側に誘導すると共に異物を下方に落下させ得る放出孔が少なくとも一部に形成される遊技球供給部と、

前記放出孔の下方に配置され、電子部品が実装される基板を収容すると共に通気孔が形成される基板ケースと、

前記遊技球供給部と前記基板ケースとの間に設けられると共に、前記遊技機の前後方向に所定の幅を有する上板部材と、

前記基板ケースの後方に設けられると共に、前記遊技機の上下方向に所定の長さを有する裏カバー部材と、

を備え、

前記基板ケースは複数設けられ、

前記複数の基板ケースのうち少なくとも一部の基板ケースは、前記遊技盤が前記遊技機枠に取り付けられた状態で上面となる壁部に通気孔を有さず、他の壁部に前記通気孔を有し、

前記上板部材と前記裏カバー部材とが当接状態で設けられるものであり、当該当接状態を解除して前記裏カバー部材だけを移動させることができるとされる、」

ことを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

タンクレールは、流下する遊技球によって生ずる異物が落下することができる孔が形成されている。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

本実施形態では、例えば、図110の演出制御ユニット1500が基板ケースに相当し、図110の遊技盤5が遊技盤に相当し、図110の球タンク552とタンクレール553が遊技球供給部相当し、図1のパチンコ機1が遊技機に相当し、図110の切り欠き部553aaが放出孔に相当する。